富士見市議会議員政治倫理条例(案)

【目的】

第一条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる、富士見市議会議員(以下「議員」という。)が市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【議員及び市民の責務】

- 第二条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。
 - 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑がもたれた場合には、その 疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。
 - 3 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚をもち、 市長等及び議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような 働きかけを行ってはならない。

【政治倫理基準】

- 第三条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。
 - 一 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その 職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - 二 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
 - 三 市(市が設立した公社、市が資本金を拠出している公益法人、株式会社、有限会社を含む。第五条において同じ。)が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。
 - 四 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
 - 五 市職員の採用に関して推薦若しくは紹介をしないこと。
 - 六 議員は、職員の昇格、異動に関して推薦若しくは紹介をしないこと。
 - 七 政治活動に関して企業、団体等から寄付等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。

【市工事等に関する遵守事項】

第四条 議員の配偶者、二親等以内または同居の親族、市長等及び議員が役員をし

ている企業並びに議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第九十二条の二、第百四十二条、第百六十六条、第百六十八条及び第百八十五条の五の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、市民に疑念の念を生じさせないよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。
- ー 議員が資本金その他これらに準ずるものの三分の一以上を出資している企業
- 二 議員が年額二百万円以上の報酬(顧問料等その名目を問わない)を授受している企業
- 三 議員がその経営方針に関与している企業

【市民の調査請求権】

第五条 市民のうち地方自治法第十八条に定める選挙権を有する者は、議員が政治 倫理基準に違反していると認めるときは、当該議員が政治倫理基準に違反 していると疑うに足る事実を証する資料を添えて、議長に対し、政治倫理基 準に違反する行為の存否について調査の請求(以下「調査請求」という。)を することができる。

【審査会の設置等】

- 第六条 議長は、調査請求を受けたときは、富士見市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
 - 2 審査会は、委員10名以内をもって組織する。
 - 3 審査会の委員は、議員のうちから、議長が指名する。
 - 4 審査会の委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
 - 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も、同様とする。
 - 6 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 第七条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、調査請求の適否又は政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。
 - 2 審査会は、前項の調査を行うため、当該議員その他の者に対し事情聴取等 必要な調査を行うことができる。
 - 3 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席議員の三分の二以上 の合意により非公開とすることができる。
 - 4 審査会は、第一項の規定による審査を終えたときは、その審査結果を議長 に報告しなければならない。この場合において、審査会は、必要と認める措

置について、理由を付した文書をもって勧告することができる。

5 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その概要を速やかに 公表しなければならない。

【議員の協力義務】

- 第八条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。
 - 2 議員は、審査のため審査会が必要と認めときは、資産報告書を提出しなければならない。

【審査結果の尊重】

第九条 議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反した と認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復す るため、必要な措置を講ずるものとする。

【その他の事項】

第十条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年 月 日から施行する。

(経過規定)

2 第五条の規定は、この条例の施行日前になされた行為については、適用しない。